

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

本県では、6月以降、県内の感染状況は落ち着いた状況を維持し、徐々に社会経済活動を展開しておりましたが、首都圏や大都市圏での感染拡大は歯止めがかからず、その影響は本県にも及び、7月の4連休以降、感染力が強いデルタ株の影響により、日増しに陽性者が増加したことから、7月29日から、県内の警戒レベルを「感染警戒期『特別警戒期間』」に引き上げ、感染拡大防止の取組みを強化しました。

しかしながら、8月に入って以降、本県の感染状況は一変し、特に3連休明けの8月10日の検査では、第4波で確認された過去最多の59名を大幅に上回る85名の陽性者が確認され、11日には69名、12日は91名と過去最多をさらに更新しました。

また、県内の直近一週間の人口10万人当たりの新規陽性者数は、「爆発的な感染拡大」を意味するステージⅣに該当する水準を超えました。特に松山市は、増加傾向が著しく、既に市中感染のまん延状態となっています。また、松山市の動きに連動するように、県内全域で陽性確認が増加しています。

このように、県内の感染状況は、これまでとは完全に別の局面に突入し、第4波を上回るかつてない危機に直面していると言わざるを得ない状況であることから、県では8月11日に警戒レベルを最大の「感染対策期」へ引き上げるとともに、本日から、別添のとおり、松山市内の酒類を提供する飲食店への時短要請など、感染拡大防止に係る取組を強化することとしました。

関係者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を回避するため、引き続き、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年8月13日

愛媛県知事 中村時広

令和3年8月13日

## 新型コロナウイルス感染症の 感染拡大回避に向けた取組等

【期間】 令和3年8月13日（金）から当面の間

【区域】 愛媛県全域

【根拠】 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

※松山市の酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請は、

令和3年8月16日(月)午前0時～8月31日（火）24時まで

## 要 請 内 容 等

項目	変 更 前	変 更 後
<b>県外往来 ・ 県内行動 自粛要請 等</b>	<b>【法要請】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急事態宣言地域等のほか、感染拡大地域との不要不急の出張、往来自粛</li> <li>・ 県内も不特定多数の方で混雑するような場所への出入りは控える ※陽性確認が続く松山市は要注意 ※松山市内の外出や人との接触、会合の機会を減らす</li> <li>・ 会食の注意（10人以下で、長時間を避けて）</li> <li>・ 感染回避行動の徹底</li> <li>・ 「5つの場面」の注意</li> </ul>	<b>【法要請】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県外との不要不急の往来自粛</u> ※<u>県外からの帰省は、延期・中止</u></li> <li>・ <u>松山市との不要不急の往来自粛</u></li> <li>・ <u>《松山市》不要不急の外出自粛</u> ※<u>少なくとも5割削減を目標に自粛</u></li> <li>・ <u>会食の注意（普段顔を合わせている人と、4人以下で、概ね2時間以内）</u></li> <li>・ 感染回避行動の徹底</li> <li>・ 「5つの場面」の注意</li> </ul>
<b>事業活動 に対する 要請等</b>	<b>【法要請】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業種別ガイドラインの徹底</li> <li>・ 職場内での徹底した感染防止対策の実行</li> <li>・ 飲食店や商業施設、イベント、催物等での徹底した感染対策の実行</li> </ul>	<b>【法要請】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業種別ガイドラインの徹底</li> <li>・ 職場内での徹底した感染防止対策の実行</li> <li>・ 飲食店や商業施設、イベント、催物等での徹底した感染対策の実行</li> </ul>
<b>時短要請</b>		<b>【法要請】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>松山市の酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請</u></li> </ul>

## 感染拡大を防ぐための要請内容

### 【県民・事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

#### ○県外との不要不急の往来自粛【変更】

- 緊急事態宣言地域・感染拡大地域等はもとより、県外との不要不急の往来（帰省・旅行など）自粛
- 県外からの帰省は、延期・中止
- やむを得ず往来する場合は、訪問先自治体の感染状況を確認し、現地の注意事項に従うなど感染回避行動を徹底

#### ○松山市との不要不急の往来自粛【変更】

- 松山市をまたぐ不要不急の往来自粛（通勤等は除く）  
松山市をまたぐ帰省は見送り
- 松山市内の帰省でも、普段から顔を合わせていない人との会食は控える（会話する際もマスクを正しく着用）
- やむを得ず、松山市から県内のほかの地域へ帰省する場合は、久しぶりの親族で集まる場（特に会食）は見送る

## 感染拡大を防ぐための要請内容

### 【県民・事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

#### ○松山市内の不要不急の外出自粛【変更】

- 感染が集中する松山市は、少なくとも5割削減を目標に不要不急の外出は自粛

※地域での感染が拡大傾向にある新居浜市及び西条市についても松山市に準じて自粛（協力依頼）

#### ○会食の注意【変更】

① 普段顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と（参加者の2週間以内の行動歴を確認）

② 4人以下で、概ね2時間以内

③ 少しでも体調に異常があれば出席しない、させない

④ 感染防止対策が徹底されている店を利用

※飲食店を選ぶ際のポイント：座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、消毒液の設置、換気の徹底

⑤ 席の間隔を十分空けて ⑥ 大声を出さない。羽目を外さない

- 夏休み・お盆休み中、久しぶりに会う親戚や友人との会食は控える
- 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

## 感染拡大を防ぐための要請内容

### 【県民の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

#### ➤ 感染回避行動の徹底【継続】

- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
- 基本的な感染対策の徹底 [マスクは適切に着用 (鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし) 、手指消毒は極めて有効]

#### ➤ 感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】

※「5つの場面」

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| ① 飲酒を伴う懇親会等 | ② 大人数や長時間におよぶ飲食 |
| ③ マスクなしでの会話 | ④ 狭い空間での共同生活    |
| ⑤ 居場所の切り替わり |                 |

## 感染拡大を防ぐための要請内容

### 【事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

- **業種別ガイドラインの実践【継続】**
- **職場内での徹底した感染防止対策の実行【継続】**
  - **テレワーク、時差出勤のより一層の利用促進**
  - 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底（こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底）
  - 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
  - 職場内に症状のある人が複数いる場合は必ず早期の受診を促す
- **飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行（業務の特性等を踏まえ）【継続】**
  - 入場者が密にならないような整理誘導
  - 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
  - 手指の消毒設備の設置と、利用者等への呼びかけ
  - 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
  - マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む）
  - 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など）
  - 従業員への検査勧奨

## 感染を抑え込むための要請内容

**【事業者（松山市内）】** （特措法第24条9項）

○ **酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請**

[対象] 松山市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店  
(屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く。)

[内容] **営業5～20時まで、酒類提供11～19時まで**

**認証店(愛顔の安心飲食店)は、営業5～21時まで、酒類提供11～20時まで**

[期間] **令和3年8月16日(月)午前0時～8月31日(火)24時まで**

[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】